

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	知内町 滞納管理システム評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知内町は、税等の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知内町長

公表日

令和4年5月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納管理関係事務
②事務の概要	<p>・地方税法及びその他の法律、町条例に基づき、地方税(国民健康保険税含む。)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料を滞納した者の滞納管理事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①滞納整理簿の管理 ②各種帳票作成処理</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納管理事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16,19,30,59,68の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(26,27,28,29,31,42,44,48,61,62,82,94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	知内町 政策調整課、生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長 高田 正志、政策調整課長 長谷川 将之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	知内町(政策調整課)北海道上磯郡知内町字重内21番地1 01392-5-6161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	知内町(政策調整課)北海道上磯郡知内町字重内21番地1 01392-5-6161

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	【基礎】IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和1年6月28日	I・5・②所属長	総務企画課長 手塚恵一、生活福祉課長 松崎輝幸	総務企画課長 小田島 伸二、生活福祉課長 鳴海 英人	事後	R1年度人事異動
令和2年4月13日	I・5・①部署	知内町 総務企画課、生活福祉課	知内町 政策調整課、生活福祉課	事前	規則第15条に基づく再実施
令和2年4月13日	I・5・②所属長	総務企画課長 小田島 伸二、生活福祉課長 鳴海 英人	政策調整課長 長谷川 将之、生活福祉課長 鳴海 英人	事前	R2年度人事異動
令和2年4月13日	I・7 I・8	知内町(総務企画課)北海道上磯郡知内町字重内21番地1 01392-5-6161	知内町(政策調整課)北海道上磯郡知内町字重内21番地1 01392-5-6161	事前	規則第15条に基づく再実施
令和2年4月13日	II・1 II・2	平成26年5月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年8月31日	I・4・②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (26,27,28,29,31,42,44,48,61,62,82,94の項)	番号法第19条第8号 別表第二 (26,27,28,29,31,42,44,48,61,62,82,94の項)	事後	番号法第19条第8号は令和3年9月1日の法改正による。 (事前)
令和3年8月31日	II・1 II・2	令和2年4月1日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	
令和4年5月13日	I・5・②所属長	政策調整課長 長谷川 将之、生活福祉課長 鳴海 英人	生活福祉課長 高田 正志、政策調整課長 長谷川 将之	事後	R4年度人事異動